

(改正後全文)

食品衛生法に基づく添加物の表示等について(平成 22 年 10 月 20 日消食表第 377 号)

最終改正 平成 23 年 7 月 19 日消食表第 295 号
消費者庁次長から各都道府県知事, 政令市長, 特別区長宛

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成 22 年厚生労働省令第 113 号)及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(平成 22 年厚生労働省告示第 372 号)が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。)及び食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)の一部が改正されたところである。

これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」(平成 8 年 5 月 23 日付け衛化第 56 号厚生省生活衛生局長通知)(以下「旧通知」という。)を別添のとおり変更し、新たに通知を発出するものである。

なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。

記

1 制度の概要

(1) 食品に係る表示について

ア 規則別表第 3 に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨(以下「物質名」という。)を表示するものであること。

なお、物質名の表示は、規則別表第 1 に掲げる添加物(規則別表第 4 に掲げるものを除く。)については、規則別表第 1 に掲げる名称により行うこと。

イ 規則別表第 5 の中欄に掲げる目的で使用される添加物を含む食品については、物質名及び当該添加物を同表下欄に掲げる物として含む旨(以下「用途名」という。)を表示するものであること。

ウ 一般に広く使用されている名称(以下「簡略名」という。)を有する添加物については、簡略名をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。

エ 規則別表第 8 の上欄に掲げる目的で使用される添加物は、下欄に掲げる名称(以下「一括名」という。)をもって、物質名の表示に代えることができるものであること。

オ 規則別表第 5 の中欄に掲げる着色の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「色」の文字を含む場合には、用途名表示は省略できるものであること。

カ 規則別表第 5 の中欄に掲げる増粘の目的で使用される添加物は、物質名の表示中に「増粘」の文字を含む場合には、「増粘剤または糊料」の用途名表示は省略できるものであること。

キ 別表第3の11のハに掲げるかんきつ類及びバナナにあつては、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾールまたはイマザリルを含む場合には、物質名及び用途名を表示し、その他の表示事項については表示を省略できるものであること。

(2) 添加物及びその製剤に係る表示について

ア 添加物及びその製剤については、規則別表第1に掲げる添加物（規則別表第4に掲げるものを除く。）にあつては、規則別表第1に掲げる名称により表示するものであること。その他の添加物にあつては、科学的に適切な名称をもって表示すること。

イ 添加物及びその製剤については、規格基準の有無に係わらず、名称、消費期限又は賞味期限、製造所所在地、製造者氏名及び「食品添加物」の文字等の表示を要するものであること。

ウ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において表示量の規定がある添加物については、その重量パーセントを表示するものであること。

エ 添加物製剤については、着香の目的で使用されるものを除き、その成分及び重量パーセントを表示するものであること。

オ ビタミンAの誘導体については、ビタミンAとしての重量パーセントを表示するものであること。

2 運用上の留意事項

(1) 食品に係る表示について

① 物質名表示関係

ア 物質名の表示において、「含有」、「使用」、「含む」、「添加」等の文字を併記しなくとも差し支えないこと。

イ 規則別表第1に掲げる添加物の物質名の表示において、規則別表第1に掲げる名称のほかに簡略名を用いることができる添加物及びその簡略名は、別紙1に掲げる範囲であること。

また、同種の機能の添加物を併用する場合は、別紙2に掲げる例示に従い簡略化した表示を用いても差し支えないものであること。

ウ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号、以下「名簿」という。）に掲げる添加物（以下「既存添加物」という。）の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添1に掲げる品名（細分類の品名を含む。以下同じ。）により行うものであること。

エ 食品衛生法第4条第3項に規定する天然香料（以下「天然香料」という。）の物質名の表示は、別添2に掲げる基原物質名又は別名により行うものであること。

なお、天然香料の物質名表示にあつては、基原物質名又は別名に「香料」の文字を附すこと。

オ 一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるもの（以

下「一般飲食物添加物」という。)の物質名の表示は、別添3に掲げる品名(細分類の品名を含む。以下同じ。)により行うものであること。

カ 別添2及び別添3に記載のない天然香料及び一般飲食物添加物の物質名の表示は、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

キ 規則別表第1に掲げる添加物以外の添加物について、物質名の表示に代えて使用できる簡略名は、別添1及び別添3の簡略名又は類別名(細分類の簡略名又は類別名を含む。以下同じ。)の項に示したこと。

なお、別添1及び別添3の用途欄に増粘安定剤と記載された多糖類を2種以上併用する場合には、簡略名として「増粘多糖類」を使用して差し支えないものであること。

② 用途名表示関係

ア 規則別表第1に掲げる添加物のうち、規則別表第5の中欄に掲げるものとしての使用が主たる用途と考えられる添加物を、別紙3に例示したこと。

また、規則別表第1に掲げる添加物以外の添加物にあって、規則別表第5の中欄に掲げる用途を目的として使用されるものの例は、別添1及び別添3の用途の項に掲げるものであること。

なお、上記以外のものであっても、規則別表第5の中欄に掲げるものとして使用される場合にあっては、当該添加物に係る用途名の併記が必要となること。

イ 当該添加物の使用において、規則別表第5の中欄に掲げるもののうち、重複した使用目的を有する場合には、主たる目的に係る用途名を表示すれば足りること。

ウ 規則別表第5の下欄に複数の用途名が掲げられているものについては、そのうちの何れかを表示すること。

③ その他

ア 各一括名の定義及び物質名の表示において一括名を用いることができる添加物の範囲は、別紙4のとおりであること。

イ 加工助剤またはキャリアオーバーに該当するか否かについては、規則に示した定義に照らし、当該添加物の使用基準、使用実態等に即して個別に判断されるものであること。

ウ 原材料に由来する添加物については、主要原材料か否かを問わず、規則にいうキャリアオーバーに該当する場合には表示が免除されるものであること。

エ 規則別表1に掲げる添加物のうち栄養強化の目的で使用されたものと認められる添加物の範囲は、別紙5のとおりであること。

また、規則別表第1に掲げる以外の添加物にあって、栄養強化の目的で使用されたものと認められる添加物の範囲は、別添1及び別添3の用途の項に「強化剤」として例示したこと。

なお、これらの添加物を栄養強化以外の目的で使用する場合には、物質名の表示が

必要であること。

オ 調製粉乳にあつては、栄養強化の目的で使用されたものであつても、従来どおり主要な混合物として表示を要するものであること。

カ ばら売り等により販売される食品のうち、ジフェニルを使用したグレープフルーツ、レモン及びオレンジ類については、昭和 46 年 3 月 17 日環食化第 223 号により、サッカリン又はサッカリンナトリウムを含む食品については昭和 50 年 7 月 25 日環食化第 32 号により、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェノールナトリウム又はこれらのいずれかを使用したかんきつ類については昭和 52 年 5 月 2 日環食化第 28 号により、チアベンダゾールを使用したかんきつ類及びバナナについては昭和 53 年 8 月 30 日環食化第 36 号により、イマザリルを使用したかんきつ類及びバナナについては平成 4 年 11 月 6 日衛化第 80 号により、それぞれこれらの添加物としての使用に関する表示を指導してきているところであるが、今後とも従来どおり十分指導されたいこと。

(2) 添加物及びその製剤に係る表示について

ア 添加物の名称及びその製剤の成分の表示にあつては、一括名又は簡略名を名称として用いることはできないこと。

イ 規則別表第 1 に掲げる添加物の表示は規則別表第 1 に掲げる名称により行うこと。既存添加物の表示は、名簿に掲げる名称または別添 1 に掲げる品名により行うものであること。また、天然香料及び一般飲食物添加物の表示は、別添 2 及び別添 3 に掲げる品名により行うものであること。ただし、別添 2 及び別添 3 に記載のない添加物にあつては、当該添加物であることが特定できる科学的に適切な名称をもって表示するものであること。

ウ 添加物製剤の成分の重量パーセント表示に関し、規則別表第 1 に掲げる以外の添加物の製剤において、その重量パーセントの表示は、当該製剤の製造における当該添加物の配合量を基準として行うこと。

(3) その他

ア 添加物の表示においては、いずれの場合においても「天然」又はこれに類する表現の使用は認められないものであること。

イ 物質名又は簡略名の表示は、規則別表第 1、名簿、別紙 1、別添 1、別添 2 及び別添 3 に掲げる名称のとおりに表示することが原則であるが、食品関係営業者及び一般消費者に誤解を与えない範囲内で平仮名、片仮名、漢字を用いても差し支えないものであること。

別添3

一般に食品として飲食に供されている物であって
添加物として使用される品目リスト

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
アカキャベツ色素	ムラサキキャベツ色素	アカキャベツ アントシアニン アントシアニン色素 野菜色素	アブラナ科キャベツ (<i>Brassica oleracea</i> LINNE var. <i>capitata</i> DC.) の赤い葉 (赤キャベツ、紫キャベツ) より、室温時弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニンアシルグリコシドである。赤色～紫赤色を呈する。	着色料	Red cabbage colour
アカゴメ色素		アカゴメ アントシアニン アントシアニン色素	イネ科イネ (<i>Oryza sativa</i> LINNE) の赤い種子 (赤米) より、温時水、弱酸性水溶液又は含水エタノールで抽出して得られたものである。主色素はシアニン-3-グルコシド等である。赤色を呈する。	着色料	Red rice colour
アカダイコン色素		アカダイコン アントシアニン アントシアニン色素 野菜色素	アブラナ科ダイコン (<i>Raphanus sativus</i> LINNE) の赤紫の根 (赤ダイコン) より、室温時水、弱酸性水溶液又は含水エタノールで抽出して得られたものである。主色素はペラルゴニンアシルグリコシドである。	着色料	Red radish colour
アズキ色素		アズキ	マメ科アズキ (<i>Azuki angularis</i> OHWI) の種子より水で抽出して得られたもの、又はこれを乾燥したものである。赤色を呈する。	着色料	Azuki colour
アマチャ抽出物	アマチャエキス	アマチャ	ユキノシタ科アマチャ (<i>Hydrangea macrophylla</i> SER. var. <i>thunbergii</i> MAKINO) の葉より、水で抽出して得られたものである。甘味成分はフィロズルシンである。	甘味料	Amacha extract Hydrangea leaves extract
イカシミ色素		イカ墨	コウイカ科モンゴウイカ (<i>Sepia officinalis</i> LINNAEUS) 等の墨袋の内容物を水洗いしたものより、弱酸性含水エタノール及び含水エタノールで洗浄し、乾燥したものである。主色素はユーメラニンである。黒色を呈する。	着色料	Sepia colour
ウグイスカグラ色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	スイカズラ科クロミノウグイスカグラ (<i>Lonicera caerulea</i> LINNE var. <i>emphylocalyx</i> NAKAI) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Uguisukagura colour
ウコン	ターメリック			着色料	Turmeric
エタノール	エチルアルコール	アルコール 酒精	デンプン、糖蜜を原料とし、糖化、発酵後、蒸留して得られたものである。成分は専売法による発酵アルコールである。	製造用剤	Ethanol
エルダーベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	スイカズラ科エルダーベリー (<i>Sambucus caerulea</i> RAFIN., <i>Sambucus canadensis</i> LINNE, <i>Sambucus nigra</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素は、シアニン-3-グルコシド、デルフィニンジングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Elderberry colour
オクラ抽出物			アオイ科オクラ (<i>Abelmoschus esculentus</i> MOENCH) のさやより、水で抽出して得られた粘質物である。	増粘安定剤	Okra extract
オリーブ茶			モクセイ科オリーブ (<i>Olea europaea</i> LINNE) の葉より、茶と同様の製法により製したものである。	着色料 苦味料等	Olive tea
海藻セルロース		セルロース	海藻を、乾燥、粉碎して得られたセルロースである。	増粘安定剤	Seaweed cellulose
カウベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科コケモモ (<i>Vaccinium Vitis-Idaea</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニン-3-グルコシド及びデルフィニンジングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Cowberry colour
果汁	フルーツジュース	着色料	着色料	着色料	Fruit juice
ウグイスカグラ果汁	ウグイスカグラジュース				Uguisukagura juice
エルダーベリー果汁	エルダーベリージュース				Elderberry juice
オレンジ果汁	オレンジジュース				Orange juice
カウベリー果汁	カウベリージュース				Cowberry juice
グースベリー果汁	グースベリージュース				Gooseberry juice
クランベリー果汁	クランベリージュース				Cranberry juice
サーモンベリー果汁	サーモンベリージュース				Salmonberry juice

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
ストロベリー果汁	ストロベリージュース				Strawberry juice
ダークスイートチェリー果汁	ダークスイートチェリージュース				Dark sweet cherry juice
チェリー果汁	チェリージュース				Cherry juice
チンブルベリー果汁	スィムブルベリージュース				Thimbleberry juice
デューベリー果汁	デューベリージュース				Dewberry juice
パイナップル果汁	パイナップルジュース				Pineapple juice
ハクルベリー果汁	ハクルベリージュース				Huckleberry juice
ブドウ果汁	ブドウジュース、グレープ果汁、グレープジュース				Grape juice
ブラックカーラント果汁	ブラックカーラントジュース				Black currant juice
ブラックベリー果汁	ブラックベリージュース				Blackberry juice
プラム果汁	プラムジュース				Plum juice
ブルーベリー果汁	ブルーベリージュース				Blueberry juice
ベリー果汁	ベリージュース				Berry juice
ボイセンベリー果汁	ボイセンベリージュース				Boysenberry juice
ホワートルベリー果汁	ホワートルベリージュース				Whortleberry juice
マルベリー果汁	マルベリージュース				Mulberry juice
モレロチェリー果汁	モレロチェリージュース				Morello cherry juice
ラズベリー果汁	ラズベリージュース				Raspberry juice
レッドカーラント果汁	レッドカーラントジュース				Red currant juice
レモン果汁	レモンジュース				Lemon juice
ローガンベリー果汁	ローガンベリージュース				Loganberry juice
カゼイン	酸カゼイン	乳たん白	牛乳又は脱脂乳より、酸処理による沈殿によって得られたタンパク質である。	製造用剤	Casein
褐藻抽出物	褐藻粘質物		アラメ、オキナワモズク、コンブ又はワカメより、水で抽出して得られたものである。成分はポリウロン酸及び硫酸多糖である。	増粘安定剤	Kelp extract
カンゾウ末		カンゾウ	マメ科ウラルカンゾウ (<i>Glycyrrhiza uralensis</i> FISCHER)、マメ科チョウカカンゾウ (<i>Glycyrrhiza inflata</i> BATALIN) 又は、マメ科ヨウカンゾウ (<i>Glycyrrhiza glabra</i> LINNE) の根茎を粉砕したものである。甘味成分はグリチルリチン酸である。	甘味料	Powdered licorice
寒天				製造用剤	Agar
グーズベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ユキノシタ科グーズベリー (<i>Ribes grossularia</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Gooseberry colour
クランベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科クランベリー (<i>Oxycoccus macrocarpus</i> PERS.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニングリコシド、ペラルゴニングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Cranberry colour
グルテン				増粘安定剤	Gluten
グルテン分解物				増粘安定剤	Gluten decomposites
クロレラ抽出液		クロレラエキス	緑藻類クロレラ (<i>Chlorella</i>) を、熱時水で抽出後、濃縮、精製して得られたものである。	調味料 製造用剤	Chlorella extract
クロレラ末			緑藻類クロレラ (<i>Chlorella</i>) を、乾燥し、粉末化したものである。	着色料	Powdered chlorella
ココア	ココアパウダー			着色料	Cocoa
小麦粉				製造用剤	Wheat flour

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
コムギ抽出物			イネ科コムギ (<i>Triticum aestivum</i> LINNE) の種子(玄麦)を、ばい煎後、熱湯水で抽出して得られたものである。	製造用剤	Wheat extract
コラーゲン				製造用剤	Collagen
コンニャクイモ抽出物	グルコマンナン		サトイモ科コンニャク (<i>Amorphophallus konjac</i>) の根茎を、乾燥、粉碎後、含水エタノールで洗浄して得られたもの、又はこれを冷時~温湯水で抽出して得られたもので、グルコースとマンノースで構成される多糖類からなる。	増粘安定剤 製造用剤	Konjac extract
サツマイモセルロース		セルロース	ヒルガオ科サツマイモ (<i>Ipomoea batatas</i> POIR.) の塊根より得られたものである。主成分はセルロースである。	製造用剤 増粘安定剤	Sweetpotato cellulose
サフラン				着色料	Saffron
サフラン色素		カロチノイド カロチノイド色素 カロテノイド カロテノイド色素 クロシン サフラン	アヤメ科サフラン (<i>Crocus sativus</i> LINNE) の雌蕊頭より、エタノールで抽出して得られたものである。主色素は、カロテノイド系のクロシン、クロセチンである。黄色を呈する。	着色料	Saffron colour
サーモンベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科サーモンベリー (<i>Rubus spectabilis</i> PURSH.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色~青色を呈する。	着色料	Salmonberry colour
シソ色素		アントシアニン アントシアニン色素 野菜色素	シソ科シソ (<i>Perilla frutescens</i> BRITT. var. <i>acuta</i> KUDO) の葉より、室温湯水、弱酸性水溶液又は含水エタノールで抽出して得られたものである。主色素は、シソニン、マロニルシソニンである。赤色~赤紫色を呈する。	着色料	Beefsteak plant colour Perilla colour
ストロベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科オランダイチゴ (<i>Fragaria ananassa</i> DUCHESNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素は、シアニジングリコシド、ペラルゴニジングリコシドである。赤色~青色を呈する。	着色料	Strawberry colour
ゼラチン				製造用剤	Gelatin
ダイズ多糖類	ダイズヘミセルロース		マメ科ダイズ (<i>Glycine max</i> MERRILL) の種子から得られた多糖類である。主成分はヘミセルロースである。	製造用剤 増粘安定剤	Soybean polysaccharides
ダイダイ抽出物			ミカン科ダイダイ (<i>Citrus aurantium</i> LINNE) の果皮より、エタノールで抽出して得られたものである。主成分はリモニンである。	苦味料等	Daidai extract
ダークスイートチェリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 チェリー色素	バラ科セイヨウミザクラ (<i>Prunus avium</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温湯水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色~赤紫色を呈する。	着色料	Dark sweet cherry colour
チェリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素	バラ科カラミザクラ (<i>Prunus pauciflora</i> BUNGE) の果実より、搾汁したもの、又は室温湯水~温湯水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシドである。赤色~赤紫色を呈する。	着色料	Cherry colour
チコリ色素		チコリ 野菜色素	キク科キクニガナ (<i>Cichorium intybus</i> LINNE) の根をばい煎したものより、温湯水で抽出して得られたものである。黄褐色を呈する。	着色料	Chicory colour
茶		抹茶		着色料	Tea
チンブルベリー色素	スィムブルベリー色素	アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科クロミキイチゴ (<i>Robus occidentalis</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色~青色を呈する。	着色料	Thimbleberry colour
デュベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科オオナワシロイチゴ (<i>Rubus caesius</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色~青色を呈する。	着色料	European dewberry colour
トウモロコシセルロース	コーンセルロース	セルロース	イネ科トウモロコシ (<i>Zea mays</i> LINNE) の種皮から得られたものである。主成分はセルロース、ヘミセルロース及びリグニンである。	製造用剤	Corn cellulose
ナタデココ	醸造セルロース 発酵セルロース	セルロース		増粘安定剤 製造用剤	Fermentation-derived cellulose

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
乳酸菌濃縮物		乳酸菌	乳酸菌を培養した後、集菌、濃縮し、凍結又は乾燥したものである。	酵素	Lactic acid bacteria concentrates
ノリ色素	海苔色素		ウシケノリ科アマノリ (<i>Porphyra tenera</i> KJELLM.) の葉より、温水又は弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はフィコエリトリンである。桃色～赤色を呈する。	着色料	Laver colour
ハイビスカス色素	ローゼル色素	アントシアニン アントシアニン色素 ローゼル	アオイ科ローゼル (<i>Hibiscus sabdariffa</i> LINNE) の花弁及び萼部より、室温水で抽出して得られたものである。主色素はデルフィニジン-3-サンプビオシド等である。赤色～紫赤色を呈する。	着色料	Hibiscus colour
麦芽抽出物	麦芽エキス	モルトエキス	イネ科オオムギ (<i>Hordeum vulgare</i> LINNE) の麦芽又はこれを焙煎したものを室温時～温水で抽出して得られたものである。	着色料	Malt extract
ハクルベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科ブラックハクルベリー (<i>Gaylussacia baccata</i> C. KOCH.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Black huckleberry colour
パプリカ粉末				着色料	Paprika
ブドウ果汁色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ブドウ色素	ブドウ科アメリカブドウ (<i>Vitis Labrusca</i> LINNE) 又はブドウ科ブドウ (<i>Vitis vinifera</i> LINNE) の果実より、搾汁し、沈殿を除去して得られたものである。主色素はマルビジン-3-グルコシド等である。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Grape juice colour
ブラックカーラント色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ユキノシタ科クロフサスグリ (<i>Ribes nigrum</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はデルフィニジン-3-ルチノシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Black currant colour
ブラックベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科ヨーロッパブラックベリー (<i>Rubus fruticosus</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシドである。赤色～青色を呈する。	着色料	Black berry colour
プラム色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素	バラ科プラム (<i>Prunus domestica</i> LINNE) の果実より、エタノールで抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシド等である。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Plum colour
ブルーベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ツツジ科ハイブッシュブルーベリー (<i>Vaccinium corymbosum</i> LINNE) 又はツツジ科ロースイートブルーベリー (<i>Vaccinium angustifolium</i> AIT.) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はアントシアニンである。赤色～青色を呈する。	着色料	Blueberry colour
ボイセンベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科エゾイチゴ (<i>Rubus strigosus</i> MICHX.) の果実より、搾汁したもの、又は室温時～微温水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニジン-3-グルコシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	American red raspberry colour Boysenberry colour
ホエイソルト	乳清ミネラル ホエイミネラル		乳清(チーズホエイ)より、乳清タンパクと乳糖を分離除去し、精製して得られたものである。成分は、カリウム、カルシウム、ナトリウム等の塩類である。	調味料	Whey salt Whey mineral
ホップ抽出物	ホップエキス	ホップ		苦味料等	Hop extract
ホワートルベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素 ビルベリー色素	ツツジ科ホワートルベリー (<i>Vaccinium myrtillus</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、水若しくはエタノールで抽出して得られたもの、又は室温時メタノールで抽出し、溶媒を除去したものである。主色素はマルビジングリコシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Whortleberry colour
マルベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	クワ科ブラックマルベリー (<i>Morus nigra</i> LINNE) 又はクワ科ホワイトマルベリー (<i>Morus alba</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシド等である。赤色～青色を呈する。	着色料	Mulberry colour
マンナン				増粘安定剤	Mannan
モレロチェリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 チェリー色素	バラ科モレロチェリー (<i>Prunus cerasus</i> LINNE var. <i>austera</i> LINNE) の果実より、室温時～温水エタノールで抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシルルチノシド等である。赤色～赤紫色を呈する。	着色料	Morello cherry colour
野菜ジュース	ベジタブルジュース			着色料	Vegetable juice

品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考
名称	別名				
アカキャベツジュース アカビートジュース シソジュース タマネギジュース トマトジュース ニンジンジュース					Red cabbage juice Beet red juice Beefsteak plant juice Onion juice Tomato juice Carrot juice
ヨモギ抽出物			キク科ヨモギ (<i>Artemisia princeps</i> PAMPAN.) の茎又は葉より、水又はエタノールで抽出して得られたものである。主成分はカフェタンニン及び精油類である。	苦味料等	Mugwort extract
ラズベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科セイヨウキイチゴ (<i>Rubus idaeus</i> LINNE) の果実より、搾汁したもの、又は室温時~微温時水若しくは弱酸性水溶液で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシドである。赤色~青色を呈する。	着色料	Raspberry colour
卵白				製造用剤	Egg white
レッドカーラント色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	ユキノシタ科アカスグリ (<i>Ribes sativum</i> SYME.) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素は、ペラルゴニンガラクトシド、ペチュニンガラクトシド等である。赤色~青色を呈する。	着色料	Red currant colour
レンネットカゼイン		カゼイン 乳たん白		増粘安定剤	Rennet casein
ローガンベリー色素		アントシアニン アントシアニン色素 果実色素 ベリー色素	バラ科ローガンベリー (<i>Rubus loganobaccus</i> BAILEY) の果実より、搾汁したもの、又は水で抽出して得られたものである。主色素はシアニジングリコシドである。赤色~青色を呈する。	着色料	Loganberry colour